

行政事業レビュー(公開プロセス)

開催日時：平成28年6月9日(木) 13:32～18:20

開催場所：厚生労働省専用第14会議室

出席者：井出委員、大屋委員、河村委員、佐藤委員、増田委員、横田委員

○行政改革推進室長

ただいまより厚生労働省「行政事業レビュー(公開プロセス)」を開催いたします。私は行政改革推進室長の宮野です。委員の皆様方におかれましては大変お忙しいところを御参加いただきまして、ありがとうございます。本日の取りまとめ役は井出先生にお願いすることといたしますので、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

なお、委員の皆様への御紹介につきましては、時間の都合上省略させていただきます。お手元の資料にて、御確認いただきたいと思います。また、本日の会議についてはインターネット生中継を行い、会議終了後、厚生労働省ホームページにも掲載させていただきます。それでは、行政事業レビューの1日目を開催させていただきます。

本日は4つの事業について、行政事業レビューを行いますので、よろしく御願いいたします。本日、1事業目の認定職業訓練助成事業費及び4事業目のねんきん定期便については、三ツ林厚生労働大臣政務官に御出席いただきます。

また、本日は行政改革担当の内閣府の酒井政務官にもお越しいただいております。酒井政務官は、2事業目の健康増進事業まで御視察されます。その後、3事業目の医療経済実態等調査費は松本副大臣が、4事業目のねんきん定期便は河野大臣が御視察される予定です。

それでは、1つ目の事業である「認定職業訓練助成事業費」を始める前に頭撮りの時間を設けます。カメラの方については所定の場所で頭撮りをお願いいたします。

頭撮りはここまでといたします。カメラの方については御退席をお願いいたします。プレスの方の傍聴は引き続き可能ですので、御着席のほど、よろしく御願いいたします。

それでは、「認定職業訓練助成事業費」についての説明をお願いいたします。5分程度で簡潔にお願いいたします。

○職業能力開発局

「認定職業訓練助成事業費」について御説明いたします。事業の目的は、資料1ページのレビューシートにあるとおり、中小企業事業主等が雇用する労働者等の能力開発のために行う訓練の水準の維持向上で、これを図ることにより地域のものづくりの振興、技能の継承などを行っているものです。

事業の概要はその下の欄ですが、都道府県が一定の基準を満たすとして認定した中小企業事業主等が実施する職業訓練の実施に要する経費等について、都道府県が行う助成の一部を国が助成するものです。また、2つ以上の都道府県にわた

る中小企業事業主団体が行う認定職業訓練への助成として、全国団体等認定職業訓練特別助成金も含まれていますが、予算のほとんどが認定職業訓練助成事業費です。

次に、この認定職業訓練助成事業費について、職業訓練の全体の中でどのような位置づけにあるのかを御説明いたします。資料の 8 ページを御覧ください。職業能力開発促進法、能開法においては、まず事業主の責務として、その雇用する労働者に対して必要な職業訓練を行い、その労働者に係る職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならないことが規定されており、併せて国・県はその事業主が行う訓練の実情に応じて必要な援助等を行うこととされております。これが資料の左下の四角枠です。

また、資料の左上の四角枠ですが、離職者、あるいは特に援助を必要とする者の能力開発については、国・県が責務を負うこととされております。この能開法の趣旨を踏まえまして、国、県、事業主が、それぞれの役割に応じて行っている職業訓練について、職業能力開発施設の観点から整理したものが、この資料の全体です。

この資料の中程の一番下の枠ですが、事業主は自らの需要に合う技能、知識に関する訓練を労働者に対して実施するものですが、能開法では省令の基準に適合する訓練について、都道府県知事の認定を受けて訓練を実施することができることとされております。これが認定職業訓練制度です。都道府県知事の認定に当たっては、訓練の内容、施設設備、指導者として知事の免許を受けた訓練指導員等の配置などが、公共訓練と同水準にあると認められるものを認定することにより、事業主が行う訓練水準の維持向上を図っているところです。

さらに、この認定職業訓練のうち、人材育成に振り向ける経営資源の乏しい中小企業が行う訓練に対して、県は一定の補助(上限 2/3)を行っており、国も県が行う事業主への補助に対して一定の補助、その 1/2 を行っており、結果として認定訓練校、県、国の負担割合が、それぞれ 1/3 ずつとなっており、その国の部分が今回の認定職業訓練助成事業費です。

この事業費の補助金としての概要を示しているのが資料の 10 ページです。この資料の下の方の段ですが、訓練施設に対する補助金の交付業務の流れを簡単に説明させていただきます。県は補助金の交付に当たり、県の要綱に沿って、訓練実施施設の支出に対して、補助対象経費であるかどうかを、1 年間の補助事業の中で、訓練の開始前、訓練の実施期間中、訓練終了後の 3 回、審査することとなっております。また、国においても国の要綱に沿って、県の審査状況を年 2 回確認の上、補助対象経費として認められる経費について、その 1/2 を交付するという仕組みとなっております。

資料の 1 ページのレビューシートにお戻りください。予算の執行状況です。執行率を見ますと、平成 25 年度は 92%、平成 26 年度は 82%、平成 27 年度は 72%と年々低下しており、予算額と実績が乖離しているところです。これが 1 点目の論点として掲げているものです。特に平成 27 年度の低下については、その要因は平成 27 年度に補助対象基準単価を引き上げたこと、その引き上げたものをそ

のまま全県に適用したということと、レビューシートにあるように、補助対象訓練生数が減少している中、過去3年間の訓練生数の実績を基に、予算額を算出したということです。

これについての見直しの方向としては、資料の14ページを御覧ください。下の段に見直しの方向として記載しております。各県における実際の補助実績(補助割合)と、訓練分野ごとの訓練生数の増減の推移、これらを加味すること等により、地域の訓練需要を的確に反映した予算規模にしたいと考えているところです。

もう1点の論点です。アウトカム指標ですが、当該訓練の技能検定等の合格率を設定しているところです。合格率は年々上昇しており、直近では目標値82%に対して87%まで向上しているところですが、この合格率は様々な試験の種類を網羅しているもので、先日の事前勉強会でも御指摘があったとおり、合格率は試験の難易度によってもまちまちであるということで、試験の種類別に、きめ細かく検証すべきということでした。

そこで、資料16ページに試験の種類別に集計したものを掲載しております。種類別に見ましても、技能検定が最も低いという状況ですし、技能検定を取ってみても、職種別でかなり合格率に差が見られます。また、各訓練校ごとに見ましても、その合格率には差があるという状況です。

このため、見直しの方向としては、今後県との調整が必要なのですが、県に対して訓練校ごとにアウトカム指標の目標を設定させるように求め、また訓練校の実績が大幅に目標を下回る場合には、訓練校から改善計画を提出させ、当該計画の遂行状況をしっかりと管理するよう求めることとしたいと考えているところです。説明は以上です。

○行政改革推進室長

次に論点を説明いたします。

○大臣官房会計企画官

事務局から論点を御説明いたします。資料集17ページの論点等説明シートです。このシートの下半分に論点として2つの○を書いています。1つ目の論点は、今の説明の中でもありましたが、補助対象訓練生数の減少傾向から、予算規模について適切なものとなるよう改めて検討が必要ではないかという点です。

2つ目の○ですが、アウトカム指標として能力検定等の合格率を立てていますが、これについてより事業効果を具体的に測るために目標設定の見直し、新たな目標設定が必要ではないかというのが論点の2つ目です。以上です。

○行政改革推進室長

質疑応答に移ります。時間が限られておりますので、発言は挙手の上、簡潔にお願いいたします。また、見直し案も示されておりますので、それを念頭に御議論いただければと思います。なお、コメントシートについては、議論の状況を踏

まえて適宜、御記入いただければと考えております。よろしくお願いたします。

○増田委員

前回、現場を見せていただいているいろいろ御説明していただいたのですが、14ページが一番下の所に「過大な予算額となり、執行率が低下」と書いてありますが、自ら「過大な予算額」とおっしゃるのは、どういう理由なのでしょう。

○職業能力開発局

これはレビューシートに記載させていただいておりますが、平成 27 年度の当初予算が 12 億 5,100 万円、それに対しての執行額が 9 億 400 万円ということで、この実績に対して予算が過大であったということです。

○増田委員

13 ページを見ますと、補助対象の訓練生数が毎年のように減少していて、ある意味では中小企業の職業訓練に対するニーズが毎年減少しているのかなとも思うのですが、この辺はどのようにお考えなのですか。

○職業能力開発局

ニーズ自体は十分にあるかと思うのですが、先般御視察いただいたところでもお話があったように、例えば産業構造の変化あるいは産業の空洞化等により、そういった訓練を実施する、鍍金であれば鍍金の関係の事業所がどんどん減ってきてしまっているということにより、このように訓練生数が減ってきてしまっているということであり、訓練のニーズ自体は今後も継続していくと考えております。

○増田委員

そうしますと、この傾向を踏まえていきますと、毎年予算要求をされていますが、平成 27 年は 12 億 5,100 万円、平成 28 年は 12 億 1,400 万円という予算要求額は、こういった傾向を反映してみれば過大であったと判断できるということなのですね。

○職業能力開発局

御指摘のとおり、そのように考えております。

○増田委員

それと追加の資料で入れていただいておりますが、各訓練校、同一の資格認定でいけば比較ができると思うのですが、訓練校によって合格率のばらつきがあります。これに対しては今お話になったように、合格率が低いということであれば、補助の対象として検討することをお考えなのですか。

○職業能力開発局

こういった訓練の成果である合格率が低いということについては、底上げが必要だと考えておりました、そこについてはいきなり補助額をどうこうというのは県の側も訓練校の側もありますので、そこについては見直しの方向案にも記載しておりますが、目標設定をしてもらい、それを下回る場合には改善計画なりを提出していただき、まずはここをどう引き上げていくのかということについて、しっかりと協議をし改善に向けてというのが最初の取組かなと考えております。

○増田委員

15 ページを見ますと、合格率は、当然訓練内容、職種によって違うから、合格率にもばらつき、差があるというのは分かるのですが、訓練校に対してどういう補助をして、その結果としてのアウトカムですが、どのぐらいの合格率をターゲットとすべきだったのか、その辺の検討はされたのですか。

○職業能力開発局

それが正にアウトカム、目標として掲げた 80%、82%という設定だったわけなのですが、国側としても、また県の側としましても、訓練校ごとの合格率についてまで、今までは着目してこなかったという点は反省すべきと考えておりますので、まずはそういった点も含めて今後適切な目標を設定し、その上で成果の評価、管理をしていきたいと考えております。

○河村委員

15 ページに都道府県別の合格率が出ていますが、100%近い県がある一方、中には 50%を切ってしまう所もあったりして、このばらつきがあること、いろいろと事情もあろうかと思いますが、ここをどう底上げしていくかというところが国の仕事ではないかと思えます。

こちらからお尋ねしたいのは、アウトカムの目標として、国全体としてという感じで合格率を出していらっしゃるのですが、それもそれで必要なのですが、これだけ都道府県ごとにばらつきがある中で、そのばらつきを少しでも縮小できるようにという形でのアウトカム指標の工夫ができないかというのが 1 点目のお尋ねです。

もう 1 つは、事前をお願いしてお送りしていただいた資料、今日はここに付いていなくて残念なのですが、補助率が都道府県によって違うという表をお見せいただいたと思います。結構びっくりしまして、50%を超えているような所がある一方で、逆に切っている所もあったりということです。都道府県がどれだけ補助しているかで、それに比例する形で国からの補助も出ていくことになると思えますので、その補助率と合格率との関係というのは、どのような関係があると思っておりますか、そこを 2 点目にお尋ねできればと思います。

○職業能力開発局

最初の御質問は、こういったアウトカム指標が適切なのかということですが、今の時点を、この見直しの方向で書かせていただいております。基本的に考えているのは上の段に資料として提出しておりますが、合格率というものを基準として定めるのがいいのかなど。また、それは訓練校ごとに目標を定めていただきたいと思っております。トータルでということだと、余り意味がありませんので、各訓練校ごとに県との調整をしていただいて、訓練校単位で適切なレベルの合格率等をうまく目標として設定していただきたいと思っております。

そこについて、またそれは国にも報告していただき、それが本当に適切なのか、技能検定であれば全国平均あるいは職種別の平均がありますので、それに対して著しく低くないかとか、ほかの資格試験についても一定の合格率が出ておりますので、それに対して著しく低くないかというような助言・指導を行って、適切な目標となるように指導はしていきたいと考えております。

その合格率等と県の補助の割合との関係については、私も見てみたのですが、必ずしも相関があるかという、必ずしもそうではないと考えております。

○河村委員

ということは、お金を補助すればするほど成果が上がるとは必ずしも限らないわけですね。ですから、そういった辺りというのは、国のほうで各都道府県に働き掛け、御指導されていらっしゃると思うのですが、よく念頭に置いていろいろお考えいただければと思います。

先ほどの1点目の質問に関して、「訓練校ごとに」とはおっしゃるのですが、こちらの意見ですが、この全国指標だけではなくて県ごとのばらつき、別に標準偏差を取れとは言わないけれども、ばらつきが一定以内になるようにするとか、最低ラインが全部の県、少なくとも50だとちょっと低い気もしますが、50を切っている所もありますので、60%以上になるようにするとか、そういったものも加えられてはいかがかと思っております。

○佐藤委員

事実確認で伺います。先ほど、訓練生数は減っている、中小事業者の人繰りが難しいことが背景にあるのは分かります。そして、ニーズはあるということだったのですが、よくニーズの程度を測り方に充足率もあります。例えば所定の定員に対して希望者数がどのくらいあったのかとか、その辺りの分野別、地域別を含めて、どういうニーズが具体的にどこにあって、それが今の事業ではどこまで満たされていて、どこが満たされていないのか、あるいはどこが余っているのか。その辺の実態把握は進められているのですか、あるいは把握されているのでしょうか。

○職業能力開発局

御質問は定員の関係だと思うのですが、まず、この定員の考え方です。当然、ニーズは自ら認定訓練をやりたいということで手を挙げてきますので、当然ニ-

ズがあって訓練が行われるということになるわけです。

若干説明が混乱を招きかねないのですが、こちらとしましては、定員についてはそれほど重視はしておりませんで、あくまでも補助対象がどうなのか、補助対象の人数、実際に訓練を受講した人数に対して補助を出すということで考えております。定員は各学校で決めてはいるのですが、それは補助対象以外の者も入ってくるということも含めての定員ですので、いわばこの事業の定員として各校が決めているわけではありません。補助対象はあくまでも中小企業に雇用される従業員ということですので、例えばある学校で大企業の従業員が参加したいと言っても、どうぞとなりますが、補助対象ではありません、高い経費を納めてくださいという形で運営をしている学校もあります。ですので、そういったことで定員という形での把握については、こちらとしては重きを置いていないという状況です。

○佐藤委員

客観的にどのぐらいのニーズがあるかというのは、普通は定員に対してどれぐらいの希望者がいるかというのが、正しいかはともかく、分かりやすい指標だと思います。仮に、この事業において定員はそこまで厳密なものではないとすると、分からないのは具体的にニーズがあるとおっしゃっていて、どこにどうあってということ。1人でも手を挙げればニーズがあるというのであったら、それは全ての分野、全ての地域にニーズがあると言わざるを得ないのですが、要は程度の問題です。例えば特に今、情報とか理容とか、頂いた資料の中では受講生の多い分野もあったような気がするのですが、どういう分野でニーズが高まっていて、どこに本来は助成金のでこ入れをしなければいけないのかとか、特に中小企業においては、特にこの分野において技能者が少なく、この部分にてこ入れしなければいけないのかとか、人は全体的には減ってはいるけれども、特にこの技能者に対するニーズが増えていて、実際にそういう人たちを訓練しているのだとか、具体的な数字、状況というのは把握されていると思うのですが、どの程度把握されているのでしょうか。

○職業能力開発局

直近5年ぐらいの幅で見たときの増減は把握しておりまして、そこに訓練生がいるとそれが需要だということではあるのですが、一方で訓練生数は全体として減っていますので、そういう中で減り幅が小さいものというのは、引き続き根強い需要があるのだろうという評価をしております。例えば分野でいうと金属・機械加工の辺りが、ほかの分野に比べて減り幅が小さいので、根強い需要があるのではないかと考えているところです。

○佐藤委員

それは全ての地域において、そうだと思っていいいのですか。

○職業能力開発局

全国の平均でやっていますので、おっしゃるとおり地域ごとにも増減というのがあります。地域ごと、分野ごとという話が大変細かくなってしまうのかもしれませんが、地域だけで言いますと、そういう意味では増えている地域もありまして、北から見てお答えすると、例えば茨城は直近5年間で見ると増加しています。例えば群馬については、機械整備という分野があるのですが、この分野自体は全国で見ると減り幅が大きな分野ではあるのですが、群馬では多少増えています、県全体としても増えています。そういう地域ごと、分野ごとの増減は確かにあります。

○横田委員

先日も現地調査をして、人数が減っているから全ての学校をなくしていいというわけでは、必ずしもないというところまでは理解したのですが、まず私も事実確認させていただきます。

先ほど「訓練対象者数が大事」とおっしゃっていましたが、平成21年度から平成27年度だけでも、訓練生数は相当減っているのです。ピーク時の訓練生数と、その当時出していた費用、訓練校数をザックリ、せめて訓練生数を。要は対象者数が減っていて、かつ訓練校数も、それに応じてある程度の変動があるのか、そうでもないのかというのをまず知りたいです。

○職業能力開発局

今の御質問ですが、手元にある資料で申し上げますと、平成12年度の施設数が1,000で、訓練生数は約16万人です。

○横田委員

そうすると訓練生が減った分、訓練校もある程度は淘汰されているという認識でよろしいですか。

○職業能力開発局

はい。

○横田委員

もう1つの質問が、先ほど「定員数は重視していない。訓練生数だ」というお話をされていましたが、お金の出方でいうと、訓練生の数に対してお金を出しているのではなくて、施設の固定費だったり人件費だったり、生徒数が減ろうがお金が出る額は余り変わらないようなお金の出し方をしているという認識をしているのですが、そこは合っていますでしょうか。

○職業能力開発局

一定固定費というものがあります。ただ、これは長期課程、つまり訓練期間が長

い課程のみで、先般御視察いただいた鍍金の訓練校は1年間の訓練期間になりますので、そういった所には固定費というものが出ていますが、それ以外の短期の6か月以下の訓練については、固定費はありませんので、正に訓練生1人当たりという形で経費を算出しているところです。

○横田委員

そうすると、追加の資料で、中には和洋裁は1校しかなくて1県で1人しか受講していないというものもあったのですが、それは単純に訓練生数分の受講料のみの負担になっているということで、過剰な負担にはなっていないということですか。

○職業能力開発局

はい。

○井出委員

2点ですが、質問というより私なりに結論があるので、お願いをしたいと思います。

14ページです。1つは、執行率が低いということがあって、見直しの方向の所で、2行あるうちの最終行の「より適正な予算規模を算定する」という言葉について、私はもう一步踏み込んでいただきたいと思っています。上の表を見ると、いろいろな引上げなどの理由があると言いながら、ちょっと予算を盛ったという印象があって、できれば平成29年度以降は執行額なのか、執行率なのかによって、ある程度予算は縮減していただきたいというのが1つです。

それから、15ページからで、特に16ページのほうは資料が新しくて詳しくなっていて、見直しの方向についてもよく分かりました。訓練校を視察させていただいたときに、見直しの方向の中で増田先生がお尋ねになったと思うのですが、訓練を受けて合格して、また事業所に戻って、定着がどの程度かというところを御質問になったと思います。

そこは重要なところで、結局この事業でどういう成果が出てということにおいては、最終的にその方もそうだし、事業所もそうだし、こういう技能を身に付けたことで、定着したということが重要な最終的な着地点だと思うのです。この中にもないのですが、できれば定着状況といったもの、これは全部調べるというのは無理なのですが、今後はある程度は把握していただくと、最終的な着地点が少し見えてくるのかなという印象です。特に御意見は頂かなくても結構です。

○行政改革推進室長

大屋先生。

○大屋委員

ありがとうございます。まず1点は、お伺いというか、今、多分データはお持

ちではないので印象論で結構なのですが。この事業全体の立て付けが、まず事業者からの希望があって、それを都道府県において判断して産業政策として行う、それを国としては予算的にサポートするという事になっていると思うのですが、厚労省さんの目から見た場合に、そのサポートする額や事業規模といったものが各都道府県の人口規模とか産業規模にある程度対応しているとお考えなのか、それとも必ずしもそうではなくて、やはりかなりの濃淡があるとお考えなのか、その点をお聞かせいただければと思います。

○職業能力開発局

御指摘の点ですが、先般お送りした補助額、県が訓練校に対してどれだけ補助をしているかという割合は、先ほどお話がありましたようにかなり差があります。ですので、その表を眺めて見ていきますと、大きい県が、あるいは人口が多い県が負担が大きいかということと必ずしもそうではないということで、これは各県の施策に対する考え方あるいは財政事情等がかなり大きな部分を占めているのではなかろうかと。実際に聞く話でも、県の担当者の方は、この認定訓練は非常にいい制度なのでもっと振興していきたいという思いがある一方、なかなか財政当局から認められないということで、3分の2が本来の補助の額でありながらも、それまで出せないというお話もよく聞くところです。そういった事情が大部分を占めているかなと考えてございます。

○大屋委員

もう1点は違う話です。アウトカム指標について、合格率を挙げていただいて、都道府県ごとに濃淡があるということと、その理由としてはこういう事情があるという点についてはお教えいただいたのですが、先ほど河村先生がおっしゃったこととは大分違うので申し訳ないのですが、私はこれを拝見する限り、やはりこの指標は統計的に無意味であると思えないです。つまり、標準値が違うものを、しかも組成割合が違うのに通算して何らかの数字を出しても、何か数字っぽいものが0から100で出るという以上のものではないと思います。したがって、まず第一義的には、それはほぼ100%に近くなってしまうのは当然なのだけれども、修了率のような形ですね。要するに、ドロップアウトが出ているのか出していないのか、初期の一応設定した目標は達成されているのかということの検出のためには採用すべきであり、更に加えてポジティブな効果がきちんと出ているかの指標。先ほどのはネガティブなものはないという確認にしかありませんので、それを超えたポジティブなものがあるというのについてはより細密に。例えばこういった検定を通る方が何人出たのか、例えば都道府県の希望とか目標に対して、とびならとびの方の検定を通った方が何人出ているのかというようなことで見ていくしかないだろうと思いますので、その方向で改善策についてもお考えいただければいいのではないかと思います。

○佐藤委員

やはりちょっと気になるのは、この事業に対する厚労省さんの関わり方が極めて間接に間接を重ねているということです。なぜかという、この訓練を行っているのは事業主である、それに対して認定をして補助金を出しているのが実は都道府県である、その都道府県に対して補助金を出している、ある意味で半分までですが助成するのが国であるということになるので。では、今度はその三者の間でどれくらい、この事業に係る目標が統一されているのか。例えば合格率、ここでは一応アウトカムが合格率ということで、それは妥当かどうか、今、議論がありました取りあえず合格率だとして、では、それは都道府県も同じ目標をシェアしていると思っていいのか。それから、一番大事なのは、実は事業主さん自体がそれを大事だと思っているかどうかですよ。その辺り、その三者の間で意思疎通はできていると思ってよろしいのですか。

○職業能力開発局

その点につきましては資料のほうに見直しの方向という形で記載しておりますが、まず、こういった方向でいくとなれば、これから県のほう、あるいは各訓練校とも県を通じて調整していく必要はあろうかと思っております。やはり意見あるいは訓練校の理解ですね。こういった成果を見るということについては異論はないかと思うのですが、その成果の測り方については、県の考え方もあろうかと思しますので、そこは丁寧に調整を行っていきたいと考えてございます。

○佐藤委員

そこで訓練校ですが、恐らくその中身については、一応ガイドラインもあるので都道府県も確認しているので、そこは標準的だとしても、そのコストのところで、やはり、ある意味、費用の多寡はあるわけですよ。恐らく事業規模、受け入れている人の数が多い、少ないによってコストも違いますし、固定費があるので。ある意味、規模が小さすぎるがゆえに実は割高になっている場合、あるいは逆に受講生を多く受け入れすぎているがゆえに割高になっている場合、いろいろあると思うのですが、訓練校の単価がどこまで適正なのか、その辺りは誰が責任を取っているのですか。だって都道府県、誰が見ているのかというのがよく分からなくて。やはり都道府県は、それも自治体によって違うのですが、単にかかった費用の何パーセントかを補助するというやり方にして、くどいようですが、その半分以上を国が補助するという形になったときに、誰がその費用が果たして適正なのかということをどういう形で担保しているのか、もし何かあれば教えていただきたいのですが。

○職業能力開発局

現在の補助金の流れにつきましては、先ほど資料でも御説明を申しましたとおり、その経費が国の定める対象経費なのかどうかということはきちんと確認し、その上で補助額を決めているわけですが、確かに、その額が成果につながっているとか、どれだけの費用対効果を生んでいるのかということまでは正直、そこま

での確認作業等が行われていないということかと思えます。ですので、今回、見直しの方向で個々の訓練校ごとについての成果指標をきちんと見ていくという流れにしていきたいと思っておりますので、その過程の中で実際、費用については県はしっかりと見ておりますので、それに対して成果はどうだったのかという観点も含めて。県のほうも、これまで余り深く考えていなかった部分も、今回、こういった見直しの方向が取り入れられれば意識も変わってきますので、そういった観点でこういったコストの意識も改めて生まれてくるのではなかろうかと考えてございます。

○佐藤委員

2点だけ確認させてください。12ページにあった長期課程の単価の引上げ、今回、単価を引き上げたということになっていて。この引上げというのは、実際、現場においてこれくらい費用がかかっていたから引き上げたという理解なのか、あるいは国が何らかの基準を変えたからということなのか、どちらだったのでしょうか。

○職業能力開発局

これは国の基準を引き上げた。それも実態に合った形での引上げと。

○佐藤委員

これはやはり、現場でコストがかかっているという実態を反映してということですね。

○職業能力開発局

そうです、はい。

○佐藤委員

2つ目は、これはむしろ都道府県の仕事だと私は思うのですが、同じ分野であっても訓練校によって受講生1人当たりの費用がかなり違ったりするとすれば、当然、片方は割高で、片方が意外と割安というケースが出てきますよね。この把握は都道府県ではやっていると思っいいですか、この段階で。

○職業能力開発局

現状としては、そこまではやられていないかと思えます。

○佐藤委員

最後に。この事業の難点は、費用対効果といったときに、その効果をどう測るかということにもまた問題があり、それから費用というところ、この費用が適正かどうかということにもクエスチョンマークが付くというところで。多分、事業の趣旨自体に誰かが文句を言っているわけではないけれども、この事業の進

め方、今の補助金のやり方、国の関わり方、これがこのままでいいかどうかということについては、やはりいろいろと意見があると思います。

○行政改革推進室長

議論の時間はもう少しありますが、コメントシートの記入を進めていただくようお願いいたします。記入が終わりましたら、担当者が回収に参りますのでお願いいたします。

○横田委員

すみません、私、先ほどの徹底の、まだしつこくお伺いします。長期訓練と短期訓練の数の割合でいうと長期は何パーセントぐらいでしょうか。

○職業能力開発局

訓練生の数でいきますと、圧倒的に短期が多いです。長期課程を行っている所は、訓練生数で見ると、大体7%ぐらい、1割以下です。ほとんどが短期です。

○横田委員

長期課程を持っている訓練校の数でいうと。

○職業能力開発局

すみません、手元に資料がすぐ出てこないのですが、訓練校の数としてもやはり。

○横田委員

30~40 という感じですか、560の7%と。

○職業能力開発局

単純に計算すればそういう形です。短期と長期が重複している部分も、同じ学校で両方やられている所も結構ありますので。長期の訓練実施施設自身は、時点が違うのですが、約200ぐらいです。

○横田委員

200。

○職業能力開発局

はい。

○横田委員

私が懸念しているのは、県をまたいでもそうですが、長期の課程を持っていると固定費がある程度かかって、訓練生の数を余り意識しないと、普通の民間の学

校だと統廃合が起こってきたりするのですが、それが起こりづらい構造になっているのではないかとこのころで、非常に気になっています。長期課程を持っている所に関しては、定員の数だったりとか。あと、同分野で近県、この間のめっき科であれば、ほかの県からも時折、学生を迎え入れているというお話もあったので、場合によっては、本当に各県が少ない人数を一生懸命、同様に施設を維持しながらやっているということが発生しているのであれば、非常にもったいないなと感じているので、是非そこを、そういう例が発生していないのかということのきちんとしていただきたいと感じたのです。そこについては、感触としてはいかがお考えですか。

○職業能力開発局

あくまでこの固定費は国が定める上限ですので、必ずその固定費を出すというわけではありません。それも含めて県が幾ら出すのかと。県がそれを下回ってれば、当然、国の支出も、御案内のとおりその2分の1ですので低くなっていくということですので。

○横田委員

つまり、言いたいことは、国や県がある程度の固定費をきちんと補填してくれるので、学生数が減っても人件費は維持のまま内容を工夫せずに、変わらない学校が発生してしまっている可能性はないでしょうかということですよ。

○職業能力開発局

そういった可能性もなくはないかもしれませんが、今後、先ほどの見直しの方向で書かせていただいているように、そういった点も含めて、費用対効果といましようか、成果をどうやって測っているのかということも。今回の見直しの方向で各校ごとの成果に着目して、県がより一層意識化されると思いますので、そういった観点も、県と調整をしていく中で話題にはしていきたいと思います。

○増田委員

時間がないところすみません、非常に意地の悪い質問かもしれませんが、15ページの、県によっては限りなく100%に近い、合格率というか認定というか、そこまでいっているという職種もあろうかと思いますが、これは果たして行政サイドで背中を押さなければならないほど職業訓練に手数、手間がかかるのかどうなのか。要するに、それほど難易度が高くて、となるとそこまでやらなくてもいいのではないかとこのころで、中にはあるのではないかと何か疑いを感じていますが、その辺の、何をやっているのかという内容はこちらでは把握しているわけですか。

○職業能力開発局

はい、どういった内容といましようか、試験なり、修了試験なのか、こうい

った高い所はほとんど修了試験だと思うのですが、そういった内容については把握してございます。ただ、県によっては、その具体的な中身まで実は把握していないというような部分もあります。こちらでは、全国レベルで 80 何パーセントという目標を設定しておりますので県からは報告を求めているのですが、県によっては、各訓練校ごとで何人受けて何人合格したといったことだけで具体的な中身を書いてこないとか、そういった部分もあります。そういった部分では県の意識がそこまで行き届いていないという部分があったかと思っておりますので、今回の見直しの方向を具体的にやれば、そうしたところも改善はされていくのかなと思っております。

○増田委員

平成 27 年度の予算執行でいきますと 9 億円支出していると。9 億円、これの 2 倍を支出している、地公体が同額を出しているでしょうから。そうすると、それだけのお金を交付しているということになります。これは職業柄なのですが、通常、そういった公的な資金が入ると、あと、一定金額以上の交付を受けている団体に対しては会計監査が入ってしかるべきではないかと思うのですが、その辺のチェックは今、制度上はなされていないということですか。

○職業能力開発局

そこは県のほうが各校に対してきちんとやっております。

○増田委員

それはある意味では県のチェックということで、第三者による会計監査ですが、そういったものはされていないということですか。今お聞きしていますのは、私学助成で知事所管ということになりますと、中学、高校を持っているような私学の場合に知事所管で経常費補助が出ているのですが、大体、各地公体ですと、1,000 万円以上の補助金をもらっている場合には公認会計士の監査を要するという制度設計になっているのです。ですから、もしもこういった職業訓練校に対しても相当金額の交付が出ているということであれば、そういった、第三者によるチェックが必要ではないかと。要するに、どういう経費を使っているのかということで、そのチェックがなされて公的資金が適正に使われているということになるのではないかと思うのです。

○職業能力開発局

その点につきましては詳細を確認はしていませんのですが、恐らく、都道府県には都道府県での仕組みがございますので、その点については、それなりの支出をしていればそういった監査は的確に、何年かに一度とかは行われていると承知はしております。また、国のほうでも会計検査で、各訓練校に直接会計検査も行っているところですよ。

○増田委員

県から通知を受けて本省として交付をする際にどういうチェックをしたのかという、そういった書類の徴求はしていないということですか。今お話ししましたような、例えば第三者による会計監査を受けているのか受けていないのか、制度上そういうものがなければ受ける義務がないのかもしれませんが。その辺の、検査結果を受けて適正な支出だということで本省から予算交付をすると、そういう立て付けにはなっていないということですね。

○職業能力開発局

はい、なっていません。

○増田委員

分かりました。

○佐藤委員

この事業の効果を検証するので、やはりちょっと難しいかなと思うのは、2つに分けないといけないというところですが、つまり、合格率に係る効果というか、合格率をある意味アウトカム指標として。一番いいのは本当はこの認定職業訓練自体なのですよね。でも、この認定職業訓練に対する補助金の効果というのは、もしこの補助金がなければどうだったのかということを考えてみないとよく分からないのですよね。例えば、申し訳ないけれども静岡とかは十分豊かだし、そこに補助金を出さなければいけないのと言われるし、当然、事業者によっても、中小企業は経営の苦しい所があるのは分かりますが、でも、程度は業種によって違いますよね。ですから、もしこの補助金がなければできなかったであろう何らかの訓練があって、それをやることによってその成果があったのだという、そこまでいかないと、本当は補助金の効果というのは何なのかということのはよく分からないはずですが。

自治体によっては、補助金をほとんど出さないままで、でも、結構、合格率が高い所はあるのですよね。補助金が低いけれども合格率の高い所は、確か兵庫とか滋賀とかでしたか、何かあるのです。ですから、それはさっきの河村先生の話に戻るのですが、果たして補助金がなければいけなかったのかということ。逆に、それは国がやる仕事なので、ある意味、やはり本当にニーズのある、くどいですが、ニーズのある所に絞って重点化していくというのが本来は筋です。それは県との関わりとも、本来、県が考えなければいけないことかもしれないのですが、やはり、この補助金がなければできない特定職業訓練というのは一体何なのかということ、そこまで遡って考えないと、この補助金の効果というのは何なのか、補助金の効果というもの自体はなかなか見いだしにくいかなと。くどいようですが、特定職業訓練の効果というのは何らかあるだろうということで、それは分かるのですが、それは補助金によって支えられた効果なのか、何もしなくても実現した効果なのかということのは、そこは区別が難しいかなという気はします。

○職業能力開発局

御指摘のとおり、なかなか難しいとは理解しております。この補助がなかった場合どうだったのかということですね。そこは、なかなか判断が難しいのです。ニーズがあるということですが、そのニーズの有無、その補助が本当に必要なかどうかという観点についても、これまで、そういった点まで県は深く考えていなかった、経費だけをきちんとチェックするというところに重点を置いてやってきた部分もございますので。そこは各訓練校ごとの実態をきちんと、各都道府県に、県内の訓練校を見てもらう、それで、それがどうなのかということをもまずは意識付けをしてもらって、ということがまず第一歩かなと思っております。そこから、そういった仕組みを回していく中で、本当の成果なり必要性なりというものはどうなのかということも、また引き続き検討はしていきたいと思っております。

○行政改革推進室長

ほかにはいかがでしょうか。では佐藤先生、どうぞ。

○佐藤委員

ただ、興味本位からの質問になるのですが。8 ページに戻っていただいて、今回お話しているのは認定職業訓練であると、もちろんこれは今、在職者の能力開発であると、それは分かります。もう1つありますよね。働いていない方々のための職業訓練校であるというのがありますよね。ある意味、今、失業者対応の能力開発のための職業訓練校というのは自治体とかで大々的にやっていますので、そちらのほうがこういう認定職業訓練を引き受けるという可能性はあるのでしょうか。というのは、事業の趣旨の所で、どういうものを対象にしていますかというときに「標準化しやすい技能に関する職業訓練」と書いていたので、標準化しやすい技能であれば、恐らく通常の職業訓練校でもやっているだろうと思ったものですから。この辺り、ある種、何か垣根を取り払うという考え方があるのか、あるいは根本的に違うものだという理由があるのでしょうか。

○職業能力開発局

訓練の中身なりベースになるものは同じ準則訓練という形で、公共訓練も認定訓練も、そのベースになるものは同じです。ただ、対象者の性格は全然違います。離職者は就職に向けて訓練を受けるということで、それに付随して就職支援なりともセットになって訓練を行っていく。一方、認定訓練のほうは在職者ですし、また、めっきの学校で御覧いただいたように、その授業の仕方も在職というものを前提にして、職場に戻ってのOJTというような形で、もうセットになった訓練という形であったりとその形式が違いますので、ここは分けて行っているというところでは。

○横田委員

今日、短期の講座がどんなものかというのが余り掘れていないので何とも言え

ないのですが、恐らく、短期のものには簿記だったりとか、そういった、結構一般的な事務系のものもあったかと思うのです。すみません、私、まだ転職活動をしたことがないのであれですが、今、佐藤先生がおっしゃったように、そういった共通の、在職者と離職者と全く同じものでもいけるものが仮にあったとして、それを一緒に、それこそ合わせてやっていくことを検討することは可能でしょうか。

○職業能力開発局

それはなかなか、訓練の中身にもよるかと思えますし、そのやり方について、もう何でも同じにしまえということは、なかなか難しいかなと思うのです。例えば簿記にしましても、その形態が違うといいたいでしょうか。

○横田委員

恐らく、今回の場合は中小企業である程度共通して学べるものを行っているということなので、ある程度どこでも共通したものが学べるものだという認識をしているのですが。つまり、人の数も減っていて、若手も減っている中で言うと、この事業で言えば、組合ごとに個別にやっていくことを今の延長線上でやっていいのかということもありますし、国としても、今、国と県で分けているけれども、そこも一緒に合わせてセットで効率良くやっていくということも考え得るのではないかというのが、問題意識にはあって。

○職業能力開発局

そういった点も含めて各県で行われている、例えば簿記なら簿記の訓練について本当にその必要性があるのかどうか、その実施する主体が雇用する労働者に対して、認定訓練として補助を受けながら簿記を行う必要があるのかどうかということについても、県に個々の訓練校の状況をきちんと見ていただいて、その必要性を。もしかしたらそこで認定訓練よりも、ほかの訓練と一緒にやったほうが効率がいいというような判断もあるかもしれませんし、そこは、やはり地域の実情に応じて県のほうで一義的には考えていただくのがいいのかなと思います。

○行政改革推進室長

どなたか、ほかにございますでしょうか。よろしいですか。では、しばらくお待ちください。

○増田委員

何か、時間をもたせるような質問で申し訳ないのですが。受講生の国籍というのでしょうか、外国人の中小企業の従業員がエントリーしてきたといった場合に、それをはじき出すということではなくて、やはり中小企業振興ということで、そういった訓練生も積極的に引き受けて、それは何の制約も付けていないということですか。

○職業能力開発局

はい、国籍等については制約はしてございません。

○佐藤委員

さっきの横田先生のお話は大事で、実態が分からないので必ずそうしろとは言えませんが、やはり1つのオプションとして、県とか国のそういう、職業訓練校の短期のプログラムをこういう在職の人たちに開放するとか、あるいはこういった認定職業訓練を受託するとかという形で既存の職業訓練校をいかすというやり方、それは正に地域の実情によって違うかもしれないですけども、もしかして暇な職業訓練校もあるかもしれないので。そういった既存のインフラをいかすというやり方は選択肢として排除するべきではないと思います。

○行政改革推進室長

今、取りまとめ案を整理しておりますのでしばらくお待ちください。

それでは、取りまとめ役の井出先生から評価結果案及び取りまとめのコメント案の発表をお願いいたします。

○井出委員

それでは集計結果を発表いたします。廃止0名、事業全体の抜本的改善3名、事業内容の一部改善3名、現状どおり0名となりました。各委員から様々御意見を頂きました。例えば、予算規模の適正化が必要である。修了率、合格率など、適切な指標による実質的な管理が必要である。都道府県間あるいは訓練校間の格差を底上げしていく等のコメントがございました。

それでは、私から評価結果案及び取りまとめのコメント案を提示させていただきます。ただいまの評価結果から、当該事業の評価結果としては事業内容の抜本的改善が妥当であると考えられます。

取りまとめのコメント案といたしましては、まず見直し案にありますとおり、予算規模の一層の適正化を図るとともに、都道府県間の取組、実績の差にも留意をしつつ、訓練校……訓練の修了率、検定等合格者数、職種別・検定別合格率等の指標に着目し、実績が低調な訓練校の底上げを図る取組、訓練内容など、国、県、事業者が一体となって推進を図っていく仕組みを導入していくことに付け加え、訓練修了後の定着状況についてもサンプル調査などの手法で把握していただく。それから、訓練内容の一層の改善などにかすことを検討していただく。そして、また、ということになります。訓練、単位コストですね、それから固定費の取組など費用対効果といった観点から、補助の在り方についても改めて検討すべきことが必要であるとさせていただきたいと思います。

今、評価結果案、それから、少し長くなりましたが取りまとめ案を御提示させていただきましたが、各委員の先生方からコメント、あるいはコメント案の中で漏れといいますか、先生方の御意見の漏れ等がございましたら、御意見を頂ければと思います。

○佐藤委員

1 点は、費用対効果のほうで書かれていますが、やはりコストの適正化という、職業訓練校間のコストの差異の把握とその適正化はきちんと進めてもらうということです。では、私からは取りあえずそれで。

○横田委員

最後、こぼれ話というか出ていた離職者と既存の所も含めて垣根をなくして検討することもしてほしいという内容は、追記していただきたいと思います。

○河村委員

垣根、中までは。垣根を完全に取っ払ってしまうのも、それも大変なのかなという気もするので、そこは。

○横田委員

課目については。

○河村委員

ええ、何かそういう表現のほうがいいかなと思っています。

○井出委員

先生方、ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、まず評価結果については、事業、内容の抜本的改善が妥当であるとさせていただきます。それから、取りまとめコメント案といたしましては先ほどこちらで申しましたことを、繰り返しはしませんが、今、御意見を頂く中で、いわゆる訓練校間のコストの適正化ですとか、最後に御意見を頂きましたが、これは書きぶりにもよりますが、離職者あるいは在職者のそうした能力開発についてのバランスを御検討いただくということをお願いさせていただきたいと思います。

○行政改革推進室長

ありがとうございました。それでは、この事業につきましては終了させていただきます。三ツ林政務官はこの後、公務の御予定がありますので、一度退席いたします。それでは、次の準備ができるまでしばらくお待ちください。